▮ 障害福祉サービス等の利用者負担軽減

障害福祉サービス

障害児通所支援

地域生活支援事業

どの人も負担が増えすぎないよう所得に広じた上限額を設定

こり人の兵団が指たりでなりの内に応じた王依領を敗た				
定率負担の月額負担上限額				
生活保護		0 円		
低 所 得	0円			
一般 1 下記の人は「一般 2」の区分 ・20 歳以上の施設入所者 ・「グループホーム」利用者 ・「宿泊型自立訓練」利用者	18 歳未満の利用者 (市民税所得割 28 万未満)	4,600円		
	18 歳以上の利用者 (市民税所得割 16 万未満)	9, 300 円		
一般 2		37, 200 円		

- 低 所 得:市民税非課税世帯に属する人
- \Diamond 般 1:市民税課税世帯に属する人
 - (18 歳未満 所得割 28 万未満、18 歳以上 所得割 16 万未満)
- 一 **般 2**:市民税課税世帯に属する人で一般 1 に該当しない人
- 上限額の算定における世帯の範囲
 - 18 歳未満の利用者:申請者の属する住民基本台帳上の世帯
 - 18歳以上の利用者:本人及び配偶者

どの人も負担が増えすぎないよう 所得に応じた上限額を設定

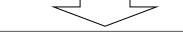
(上越市独自設定)

定率負担の月額負担上限額		
	生活保護	0 円
	低所得	0 円
一 般 1	18 歳未満の利用者 (市民税所得割 28 万未満) 18 歳以上の利用者 (市民税所得割 16 万未満)	4,600円
	一般 2	6,200 円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

生活保護移行防止のための軽減措置

ついては、一月の合算額の上限額を

利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護 に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。



障害福祉サービスと障害児通所支援の いずれか又は両方を利用している場合で、 地域生活支援事業も利用している人に

(上越市独自設定)

設定します。

障害福祉サービスの上限額を共通上限として設定

	共通月額上限負担額(減免·	軽減後)
	18 歳未満の利用者	4 COO III
般 (市民税所得割28万未満)		4,600 円
1	1 18歳以上の利用者 0 200 円	
	(市民税所得割 16 万未満)	9, 300 円
	一般 2	37, 200 円

食費等の実費負担に 係る軽減措置

グループホーム入居者の 居住に要する費用の助成

食費等の実費負担に係る軽減措置

障害福祉サービス (施設入所)

入所施設では、低所得の 場合、食費・光熱水費にか かる特定障害者特別給付 費が支給され、個別減免 後の利用者負担額と食 費・光熱水費の実費負担 を支払っても、手元に一 定額が残るようになりま

す。

障害福祉サービス (グループホーム)

障害のある人がグループホ -ムを利用する際に利用者 1 人につき月額 1 万円を上 限に助成があります。 (市民税課税世帯を除きま

す。)

障害福祉サービス (自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援・生活介護・ 短期入所)

給食を提供している通所施 設等では、低所得、一般1(市 民税所得割16万円未満、児 童の場合は 28 万円未満)の 世帯の場合、食費負担額を3 分の1程度に減額します。

放課後等デイサービス・ 日中一時支援事業

給食を提供している通所 施設等では、低所得、一般 世帯 1(市民税所得割 16万 円未満、児童の場合は28万 円未満)の世帯の場合、食 費負担額の3分の2程度を 助成します。 ただし、420円/日を上限とし

ます。

(上越市独自設定)

障害者総合支援法によるすべてのサービスを通じ、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活 保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。(上越市独自設定)